

各 位

2015 年 12 月 16 日

## 本日決定の与党税制改正大綱について

一般社団法人 日本書籍出版協会  
理事長 相賀昌宏  
一般社団法人 日本雑誌協会  
理事長 石崎 孟  
一般社団法人 日本出版取次協会  
会長 藤井武彦  
日本書店商業組合連合会  
会長 船坂良雄

本日、与党が来年度の税制改正大綱を決定し、消費税の軽減税率適用の検討項目として「書籍、雑誌」が盛り込まれました。

出版物(書籍、雑誌)は、健全な民主社会の基盤となる重要な知的インフラであり、知力、技術力、国際競争力の源でもあります。また、国の未来を担う子どもたちにとって読書体験は人格形成の基本を構築する上で必要不可欠なものです。

新聞と同様、消費税率 10% 引上げと同時に、出版物に軽減税率が適用されることを強く求めます。

以上

【問合せ】日本書籍出版協会 (Tel 03-3268-1303)

(参考資料)

「2016年度与党税制改正大綱 消費税の軽減税率制度」より

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があることから、消費税率が10%に引き上げられる平成29年4月に軽減税率制度を導入することとした。(中略)

対象品目については、飲食料品等の消費実態や、低所得者対策としての有効性、事業者の事務負担等を総合的に勘案し、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される「新聞」を対象とする。なお、「書籍・雑誌」については、その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する。